#### チクングニア熱の4類感染症への追加等について

○ チクングニア熱は、蚊が媒介して感染するウイルス性の疾病であり、近年、 東南アジア地域で感染が拡がり、流行地からの帰国者での症例が増加傾向 にある。

(参考1) チクングニア熱とは

原 因 : トガウイルス科アルファウイルス属チクングニアウイルス

主な症状:2~12日(通常4日~8日)の潜伏期ののち、突然の発熱、激し

い頭痛、関節痛、筋肉痛、発疹。関節痛は急性症状消失後も数か月続

くことが多い。

診 断 : 分離・同定法による病原体の検出、

PCR法による血清中の病原体遺伝子の検出、

ELISA 法による血清中の IgM 又は IgG 抗体の検出 等

治療:対症療法が中心

予 防 : 蚊の刺咬防止

(参考2) 東南アジア地域の拡がりは次頁参照。

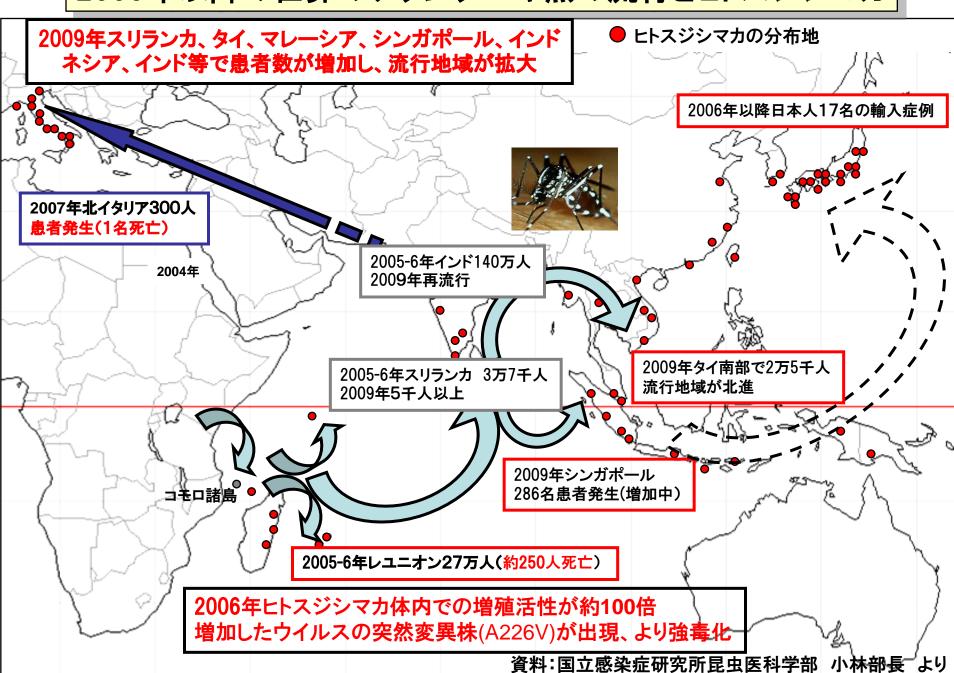
(参考3)流行地からの帰国者での症例は、2006年~2008年には0~3人、2009年は10人に増加

- 感染症法における4類感染症は、患者を診断した場合、直ちに医師の届出が義務づけられるとともに、媒介蚊の駆除対策等が法的に可能となるものであり、同様の蚊媒介性の疾病であるウエストナイル熱、デング熱や日本脳炎も四類感染症に分類されている。
- これまでのところ、国内でのチクングニア熱の発生は認められていないが、 本病を媒介する蚊(ヒトスジシマカ)は我が国の多くの地域に分布しており、帰国後の発症例を契機とした国内での流行が懸念されているところ。
  - (参考4) ヒトスジシマカは、東北以南に分布。従来は、ネッタイシマカの媒介であったが、近年、ウイルスの変異があり、ヒトスジシマカで高い媒介能力を有するようになったといわれている。
- 危機管理の観点から、チクングニア熱については、感染症法に基づいて、 発生状況の把握、必要に応じた媒介蚊対策等が可能となる「四類感染症」 に位置づける必要があると考えられる。
- 〇 このため、本部会では、チクングニア熱の国内での発生・まん延対策と して、
  - ① 発生状況を的確に把握するための医師による届出
  - ② 国内発生が起きた場合の必要に応じた媒介蚊対策

等を行うことができるよう、感染症法の対象疾病(4類感染症)に加えることの必要性について確認いただく。

○ また、検疫法関係にもチクングニア熱を位置づけ、帰国時における患者 対応等を可能とすることの必要性について確認いただく。

# 2005年以降の世界のチクングニヤ熱の流行とヒトスジシマカ



## 〇 4類感染症等の届出・確認状況

	2006 年	2007年	2008年	2009 年
E型肝炎	44	58	43	55
A型肝炎	223	157	170	114
エキノコックス症	13	20	25	28
オウム病	15	30	9	21
Q熱	2	7	3	2
狂犬病	2	0	0	0
コクシジオイデス症	2	3	2	2
つつが虫病	380	389	453	455
デング熱	50	89	104	93
日本紅斑熱	45	102	133	129
日本脳炎	7	10	3	3
ブルセラ症	4	1	4	2
ボツリヌス症	2	3	2	0
マラリア	54	51	58	55
野兎病	0	0	5	0
ライム病	12	11	5	8
レジオネラ症	429	669	895	709
レプトスピラ症	24	34	44	15
チクングニア熱	2	0	3	10

注1:四類感染症は、2006 年以降、発生の届出がないものは表から除いている。

注2: チクングニア熱は、国立感染症研究所で把握している数である。

### 〇 最近の輸入感染症例(2010年6月末現在)

症例数	渡航先	発病年月	確認地(都道府県)
1	スリランカ	2006年11月	東京都
2	スリランカ	2006年12月	新潟県
3	インド	2008年8月	大阪府
4	インドネシア	2008年9月	東京都
5	インド	2008年10月	東京都
6	マレーシア	2009年1月	兵庫県
7	インドネシア	2009年3月	東京都
8	インドネシア	2009年5月	東京都
9	インドネシア	2009年5月	千葉県
10	インドネシア	2009年5月	東京都
11	マレーシア	2009年5月	東京都
12	インド	2009年7月	長崎県
13	タイ	2009年9月	東京都
14	インドネシア	2009年9月	東京都
15	ミャンマー	2009 年 12 月	神奈川県
16	インドネシア	2010年3月	京都府
17	インドネシア	2010年5月	東京都
18	インドネシア	2010年9月	東京都

### ○ 感染症法対象疾病のうち、蚊媒介性のもの

ウエストナイル熱、黄熱、西部馬脳炎、デング熱、東部馬脳炎、日本脳炎、 ベネズエラ馬脳炎、マラリア、リフトバレー熱(すべて4類感染症)

#### 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

#### (定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

- 2 この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
  - 一 エボラ出血熱
  - 二 クリミア・コンゴ出血熱
  - 三 痘そう
  - 四 南米出血熱
  - 五 ペスト
  - 六 マールブルグ病
  - 七 ラッサ熱
- 3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
  - 一 急性灰白髓炎
  - 二 結核
  - 三 ジフテリア
  - 四 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)
  - 五 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその 血清亜型がH五N一であるものに限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ (H五N一)」という。)
- 4 この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
  - 一 コレラ
  - 一細菌性赤痢
  - 三 腸管出血性大腸菌感染症
  - 四 腸チフス
  - 五 パラチフス
- 5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
  - 一 E型肝炎
  - 二 A型肝炎
  - 三 黄熱
  - 四 Q熱
  - 五 狂犬病
  - 六 炭疽
  - 七 鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H五N一)を除く。)
  - 八 ボツリヌス症
  - 九 マラリア
  - 十 野兎病
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
- 6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
  - 一 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
  - 二 ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)
  - 三 クリプトスポリジウム症
  - 四 後天性免疫不全症候群
  - 五 性器クラミジア感染症
  - 六 梅毒
  - 七 麻しん
  - 八 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
  - 九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病(四類感染症を除く。)であって、前 各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定め るもの
- $7 \sim 23$  (略)